

原子力発電から再生エネルギーへの転換を求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災により、福島第一原子力発電所において発生した事故は、今なお収束の見通しすら立っていない。この過酷な事故による放射性物質の汚染によって福島原発から半径20キロ圏内の「警戒区域」、並びに半径20キロ圏外の「計画的避難区域」に指定された住民は、住み慣れた家や職場を追われ、故郷に帰れる見通しもなく苦痛な避難生活を余儀なくされている。放射性物質による汚染は深刻な事態となっている。

原子力発電は多重防護策が施されており、過酷な事故は絶対に起こらないとの「安全神話」は、今回の事故で完全に崩壊しつつある。事故発生以来、国民の原発に関する不安は大きく広がり、原発からの撤退を求める世論は高まっている。福島原発の事故を教訓とし、子孫にこのような不安と危険を残さないためにも、国会及び政府においてエネルギー政策の抜本的な転換を図るための再生エネルギー関連法が成立し、原子力発電からの移行が確認された。

よって、代替エネルギーへの移行に至るまでこのような事故を二度と起こさないため、原子力発電所の安全確保に十分な措置を新たに取り、万全の事故対応策の構築を求めるものである。

記

- 1、再生エネルギー関連法に基づく円滑な移行を図るとともに、早期にわが国の技術力を活かして原子力発電から再生エネルギーへの転換を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

泉南市議会